

# バリアフリー法施行規則・誘導基準省令改正について

(令和4年10月1日施行)

改正バリアフリー法施行規則・誘導基準省令・関係告示が令和4年3月31日に公布され、建築物移動等円滑化誘導基準に「劇場、観覧場、演劇場、集会場又は公会堂の客席」に係る基準が追加されました。

- ① 客席総数が200以下の場合には客席総数の1/50以上、客席総数が200を超え2,000以下の場合には客席総数の1/100に2を加えた数以上、客席総数が2,000を超える場合は当該客席の総数の75/10000に7を加えた数以上の車椅子利用者用客席を設けているか
  
- ② 車椅子利用者用客席の構造
  - (1) 幅は90cm以上であるか
  - (2) 奥行きは120cm以上であるか
  - (3) 床は平らであるか
  - (4) 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であるか
  - (5) 同伴者用の客席又はスペースを隣接して設けている
  
- ③ 客席総数が200を超える場合、①の規定による車椅子利用者用客席を2箇所以上に分散して設けているか

以上

**【府の方針】**  
○上記②の基準については“望ましい整備”としてガイドラインに記載済み  
○上記①、③の基準について“望ましい整備”としてガイドラインに記載予定  
(参考：大阪府建築基準法施行令例第19条の二) ( [17]内装等 P.18)

客用の席の数が百以下のもの	一
客用の席の数が百を超え四百以下のもの	二
客用の席の数が四百を超えるもの	二に四百を超える数二百(二百に満たない端数は、二百とする。)ごとに一を加えた数